

平成29年度教育に関する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書

平成30年9月

都留市教育委員会

教育事務の点検・評価書

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定されていることに基づき、都留市教育委員会としての点検・評価を行ったものである。

主要事業の点検・評価

学校教育課、生涯学習課における平成29年度主要事務事業の執行状況について「有効性」、「必要性」、「方向性」の観点から別添内容のとおり点検・評価を行い、全体的に総括すると以下のとおりである。

(1) 学校教育課

都留市の学校教育は、都留市学校教育の基本方針である「生きる力を育む教育課程の編成と実施」、「確かな学力を身につける学習指導の工夫」、「豊かな人間性を育む心の教育の推進」、「健康・安全・スポーツ教育の充実」、「信頼される学校づくりの推進」に基づき、各種の施策、事務事業を実施している。

「有効性」については、18件全ての事業において「期待どおりの成果」を得たと評価したが、財政が逼迫していることから限られた予算で、より効率的で有効性が高くなるよう事業内容を検討する中で事業を推進していく必要がある。

「必要性」については、「必要性が高い」10件、「必要不可欠」8件と評価する中で、特に学校管理・教育振興の各事業における学校施設の整備、教育教材・図書の購入、教育備品の整備等は児童・生徒の授業の進行、教育内容の充実を図るためには必要不可欠な事業である。また、耐震化事業については、児童・生徒の安全を確保する上で最重要課題として積極的に取り組んできた結果、平成23年度には全ての校舎、体育館において耐震化工事が終了した。現在は、東日本大震災の教訓を生かし、非構造部材の耐震化について、計画的に取り組んでいる。

「方向性」については、18件全ての事業において「継続」の評価をした。

学生アシスタント・ティーチャー事業においては、小中学校からの要望人員に対し、応募学生数が大きく不足していたが、SAT事業への参加を大学側が「教職実践演習」として位置付けることで、これまで以上に学生の充足を

得ることが出来た。今後も学校側、大学側双方の協議により、要望に応じた学生数を確保できるよう努めていく。

外国語指導者招致事業においては、中学校における英語教育の充実を図るとともに、新学習指導要領により平成23年度から実施となった小学校5・6年生の外国語活動（英語）に対応して、3名体制を確立してきた。今後、さらに事業内容の充実を図るために、学校側と授業内容等について協議を重ね、適正な人員確保に努めていきたい。

また、都留文科大学附属小学校において、文部科学省の教育課程特例校（英語特区）の指定を受け、平成27年度より都留文科大学の支援を受ける中、事業に取り組んだ。

教員住宅管理事業では、教員住宅建設の目的が、東部地区教員人事交流に基づき本市に赴任された国中地区出身教員の住家の確保にあることから、対象となる教員には、積極的に活用されるよう周知を図るとともに、空き室が出来るだけ生じない対策を講じる必要がある。平成29年度においては、市費負担教員2名、ALT（外国語指導助手）3名への貸し出しを行い、有効利用を図った。

学校運営協議会設置推進事業では、事業推進校（コミュニティ・スクール）の指定を受け、保護者・地域住民が学校運営に参画し、学校組織全体の総合力を高める協議会を設置する。平成29年度は、旭小学校学校運営協議会の立ち上げを達成した。また、学校運営協議会立ち上げ後もオブザーバーとしての役割をメインに学校運営協議会委員と打合せを行い、調整を図った。

（2）生涯学習課事業

都留市の生涯学習については、平成28年度から平成38年度を計画期間とする第6次長期総合計画の柱の一つである「輝かせます 学びあふれるつるのまち」の基本構想に基づき「地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり」を政策の柱に、各種の施策、事務事業を実施している。

「有効性」については、「期待以下の成果」1件、「期待どおりの成果」16件と評価した。

「期待以下の成果」と評価した商家資料館運営事業については、入館者数が僅かながら増加しているが依然低調な状態が続いている。元々、絹問屋兼住宅であるため、館内での集客イベントの開催が限定されてしまうが、甲斐絹や明治から昭和にかけての都留で実際に使っていた生活用品などの展示をこれまで通り進め、ミュージアム都留と一体的なPR活動を行い、資料館の特色を活かしながら入館者を増やして行く方向で検討をしていきたい。

しかしながら、大正時代に建築された建物であるため、耐震基準を満たしていない。敷地が国道（災害時緊急輸送道路）沿いにあり、隣接地に空地もない

ことから大規模な修繕が不可能の状態にあり、資料館の在り方等を検討する必要がある。

「必要性」については、「必要性が高い」7件、「必要不可欠」10件と評価した。

「必要不可欠」と評価した事業のうち特に体育施設管理運営事業及び都の杜うぐいすホール管理運営事業については、施設の経年劣化に伴う修繕等に今後相当の予算が必要になると考えられる。

「方向性」については、ふるさと会館1階に健康ジムを整備したことにより、体育施設管理運営事業が「拡大」とし、残り16事業を「継続」と評価した。

今後も、市民のニーズを考慮する中で限られた予算で、より効率的で有効性が高くなるような事業内容を検討し、事業を推進していきたい。

(3) 評価年月日

平成30年8月27日をもって評価した。

都留市教育委員会